

建設業許可
申請等に係る

納税証明書 の 添付が省略できます！

建設業法施行規則が改正されたことに伴い、令和8年4月1日受付分から、「長野県税の納税情報の確認に関する同意書」を添付することにより、納税証明書の添付を省略することができます。（建設業許可担当課が業務の遂行に必要な範囲内で、納税情報を確認します。）

対象となる申請・届出

- 建設業許可新規申請、許可換え新規申請
- 毎事業年度終了後の届出（決算変更届）
- 譲渡及び譲受け、合併、分割、相続 認可申請

令和8年

4/1~

手続方法

- 申請・届出の際に
「長野県税の納税情報の確認に関する同意書」を添付してください。

◇同意書のダウンロード URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/kyoka/yoken/r6shinsei.html>

⚠ 納税情報を確認できるのは、申告期限が到来した直近3事業年度分のみです。それ以前の年度の納税情報は確認できません。

最初の申告期限が到来しておらず、納税情報を確認できない場合は、「納税証明書を添付出来ない理由書（任意様式）」を提出してください。

【問合せ先】 長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

TEL 026-235-7291

E-Mail kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

